

平成27年 第1回北上市総合教育会議会議録

- 1 日時
平成27年6月30日（火） 午後3時00分開会
午後4時30分閉会
- 2 場所
北上市役所5階第1会議室
- 3 内容
別紙次第のとおり
- 4 会議に出席した構成員
高橋敏彦北上市長
小原善則教育長
薄衣景子教育長職務代理者
高橋善郎教育委員
高橋きぬ代教育委員
照井渉教育委員
- 5 オブザーバー
及川義明副市長
- 6 説明のため出席した職員
企画部
松田幸三企画部長
高橋謙輔政策企画課長
教育部
高橋邦尚学校教育課長
- 7 事務局
阿部裕子教育部長
菅野和之教育部総務課長
佐藤祐介教育部総務課長補佐
- 8 傍聴者
3名
- 9 会議の概要
次のとおり

(開会 午後3時00分)

教育部長

ただいまから平成27年度第1回北上市総合教育会議を開会いたします。

審議、協議に入りますまで、進行を務めさせていただきます教育部長の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の会議の出席者について申し上げます。

総合教育会議の構成員は、法律におきましては、市長、教育長、教育委員となっておりますが、当市におきましては、これまで市長、副市長ともに教育委員会と意見交換する機会を毎年開催してきた経緯がございます。従いまして、本日の会議におきましても、これまでと同様に副市長から御意見をいただくことについて、あらかじめ構成員の皆様から御了解をいただいておりますので、オブザーバーとしての形ではございますが、副市長にも同席いただいております。

関係職員の出席者は、市長部局からは松田企画部長、高橋政策企画課長、教育委員会からは高橋学校教育課長が出席しております。

事務局からは、菅野教育部総務課長、佐藤課長補佐が出席しております。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、高橋市長からあいさつをお願いいたします。

市長

教育委員のみなさま方には、お忙しい中、この新しい制度になって初めての総合教育会議に御出席賜りまして心から御礼を申し上げます。そして日頃、教育行政に対してさまざまな面から御指導、推進にお力添えを賜りまして、心から御礼を申し上げます。また、新しい体制の中で小原教育長さんも再任されたということで、今まで教育委員会と市長部局とは意見交換会という形で年1～2回意見交換をさせていただきながら教育行政、あるいはまちづくり全般について意見を交わさせていただいておりますところではありますが、今日はこのような形で少々メディアが入っておりますが、いつもと変わらず肩の力を抜いて是非御意見をいただければというふうに思っているところでございます。私も、4月から2期目ということで今日は新しい市の教育大綱の策定の参考にということで選挙公約のマニフェ

ストもつけさせていただいております。第1期目から申し上げてきましたけれども、その中で1つの例を申し上げれば、フィンランドの例ですが、非常に経済等も低迷していたフィンランドが若い大臣、日本で言えば文部科学大臣だと思えますけれども、若い大臣が就任し国を建て直すには「まず教育だ！」ということで教育改革を断行しました。その教育改革を成し遂げたあとフィンランドはどんどんどんどん経済力も高くなってきました。教育が世界のトップレベルになったと同時に経済力も世界のトップになったとそんなエピソードを書籍で読むにつれ、それから日本でも北陸3県の教育力とそれから地域力、そういったものの関係などをみてもやっぱり教育が重要なんだなというふうに思って、私は行政に取り組んできたつもりであります。

教育といっても、子どもたちの学力、「学力は何ぞや？」といったときには子どもたちの学ぶ力という定義で、その学ぶ力を学校だけではなく、家庭や地域でしっかりと見守って学力が高まりそしてそれが地域力になる、そういうプラスの循環をしっかりと作っていくために教育力向上というプログラムが今実施され、今年度各16地区に予算ですか、補助金の予算が付けられ進んでいるわけです。そんな方向で是非、これからも様々な角度から皆さん方の意見を交換させていただきながら子どもたちの力をつけることが出来れば、ひいては、この北上市の地域力につながっていくんだらうというふうに思っているところでありますのでどうかこれからもよろしく御意見等活発な御指導をいただいて前に進んでいきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いを申し上げまして開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

教育部長

次に、教育委員会を代表して小原教育長からあいさつをお願いします。

教育長

まずもって本日はお忙しい中、このような機会を設けていただきまして本当にありがとうございます。

ただいま市長さんの方から御挨拶がございましたようにこれまでも市長さんあるいは副市長さん共々、市の教育委員の皆さんと一緒に意見交換会という形で年に数回開催をさせていただ

たところでもございましたけれども、今般制度改革によりまして正式な意見交換会ということでこのように会を設けることができました。本当にありがたく感謝しております。これまでも教育、行政、施策等々につきましては、市の政策推進会議をはじめ、部長会あるいはさまざまな機会を捉えまして教育行政について、あるいは教育委員会も様々な問題について御指導をいただきました。そのような経緯がございますが、本日のように総合教育会議という形で正式な協議が出来るということは大変うれしく感謝をしているところでございます。本日は午前中に6月の教育委員会定例会を開催をしたところでございました。2時間の会議でございましたけれども現在の北上市の教育委員会議は大変委員の皆様それぞれの立場からの御意見が沢山出まして、教育委員会事務局といたしましても大変参考になるといいますか貴重な御意見が頂戴出来る場となっております。本日も4人の委員の皆様から様々な観点から御意見を頂戴出来る。そしてそれを市長さん、副市長さん共々御意見を交換出来る。大変期待しているところでございます。そもそもこの教育委員会制度改革につきましては、色々な国の流れもございましたけれども根本に流れておりますのは、教育委員の皆様がそれぞれの立場、あるいは、経歴等を生かしながら教育行政にお考えを反映させるという制度がこのような教育委員会制度になっているわけでございます。いわゆるレイマンといたしまして教育の専門家として職業されている方々だけではなくて親御さんの立場、あるいはお仕事の立場を通じて教育行政に様々な意見をいただける、そういう制度がこの教育委員会制度でございますので、教育委員会の定例会同様委員の皆様には御意見が沢山顶戴出来るものと期待をしているところでございます。限られた時間ではございますけれども今年度第1回目の総合教育会議、大いに期待をしながら迎えたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育部長

それでは、審議からは市長が座長として、進行をお願いいたします。

市長

さて、それでは始めさせていただきますが、今日は、次第の大きな3番の総合教育会議運営要項（案）についてまず、審議、決定をしたいと思っております。これは、これからこの会議をどのよ

うに進めていくのかという基本的な事でありますのでよろしく
お願いしたいと思います。それから大きな4番の協議であります
が、これは市長部局から先程申し上げました教育大綱の策定につ
いて、その策定の仕方、方針、それについて御協議を申し上げる
ものであります。もう1ついじめ防止対策基本方針について、こ
れも協議を申し上げるという事です。それから(2)として教育委
員会からの協議として北上市教育振興基本計画の見直しにつ
いてということで大きくは3点の協議ということになりますので
よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは早速、3番の審議に入りたいと思います。

北上市総合教育会議運営要項(案)について事務局から説明を
お願いします。

教育部総務課長

はい 教育委員会総務課長です。私の方から説明させていただ
きます。要項としては、審議第1～第8でございますが同じもの
を形を変えて後ろに横書きで法律と並べて書いたものがござい
ますので、こちらで説明をさせていただきます。まず行政上の運
営につきましては、左側の地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第1条の4というところでございます。法律に定めるものの
ほかにつきましては、総合教育会議で定めるということに資料の
1番最後の法律の第9条に書いてございますので、法律を補完す
るものとして市の総合教育会議の運営に関する要項を定めるこ
とについて皆様に御審議をいただくものでございます。なお、こ
の要項は当然左側の法律の適用を前提としてございますので、法
律に書いてあることについては改めて要項には書かないで、補完
する部分、法律で詳しく規定されていない部分を定めようという
ものでございます。

右側の第1でございますが、こちらはこの要項の趣旨でござい
ます。法律に定めるもののほか総合教育会議の運営に対して必要
な事を定めるということでございます。それから、法律の左側で
すが、総合教育会議の協議する事項について規定してございま
す。大綱の策定のほか、(1)、(2)のことについて総合教育会議で
協議する部分になってございます。(1)につきましては、教育に
関して講ずべき施策、(2)につきましては、児童、生徒の生命等
に被害が生じ、又は見込まれるときに緊急に協議する。こちらは、
いじめとか災害とかを想定してございます。(1)につきまして、

もう少し具体化したほうがいいのかなどということで右側の要項で第2でございしますが協議事項ということで(1)、(2)さらに二つに分けて規定しております。教育に関する基本的又は重要な方針、計画にすることが一つ。教育の中身についてですが、特に保育に関しましては市長の権限で行われているものでございしますが教育委員会が補助執行を受けておりますので、あえてかっこ書きを入れさせていただきました。それから(2)ですが、教育に関する重要な施策及び予算に関すること。これらを総じて重点的に講ずべき施策にしたいということでございします。ページをめくっていただきまして、左側の法律ですが、総合教育会議は市長と教育委員会で構成されるということでございします。それから招集は市長が行う。それから第4項では総合教育会議はその教育委員からの招集を要請することができるというものでございします。要項の右側の第3は市長が招集することございしますが、会議は市長が総理するというので、役割を書き込んだものでございします。それから緊急時の会議第4でございしますが、これは法改正の時に取り扱い通知もございまして、教育委員さん方に来てもらう時間がないときは、市長と教育長のみで会議も出来るということになりますのでこれを要項に規定するものでございします。ただし、会議をした後は出来るだけ早く委員さん方に結果をお示しをするというものでございします。それから左側の法律の第5項は、構成員の他、関係者、学識経験を有する方を招いて意見を聴くことが出来るという規定でございします。

次のページの第6項ですが、総合教育会議は公開を原則といたします。ただし、公益上必要があるときは、秘密会にすることができると法律に規定されてございします。その秘密会のやり方を要項に第5以下に定めようとするものでございします。秘密会にするときは、傍聴人と指定する者に退席をお願いする。それから公開しないこととした議事は守秘義務を課します。それから秘密会ということで会議をしましたが会議をした結果「これは公開しても差し支えないでしょう」ということであれば公開し、又は会議録に記載することができるというものでございします。第6会議録の記載でございしますが、こちらは教育委員会議の会議録と同じく作成するものでございします。会議の主題、出席した構成員、職員の名前、議事の内容等を議事録に記録するものでございします。次のページですが、秘密会の会議録は原則作りません。それ

から会議録は市長が作成する。それから左側の法律ですが、総合教育会議では議事録を作成しこれを公表することが原則となっております。会議の結果事務の調整が行われた事項については、それぞれの権限の範囲の中で事務を行うものでございます。その他の事項として、要項の第7会議の傍聴の手続についてでございます。市議会の例によるとございますが、特別に手続が形式ばっているものではございません。受付をしていただいて入場する場合は酒気を帯びた方は遠慮していただきたいということですし、撮影する場合は許可をとっていただきたいこと、傍聴は静かにしていただくというようにしていただくこと等、あらためて同じことを書かないで北上市議会の例によるとしたものでございます。

次のページに今後の総合教育会議の開催予定のスケジュール表を添付してございます。今日このあと御協議を予定してございますが大綱と教育振興基本計画の見直し、本来の総合教育会議の協議事項でございます重要事項について、今年度はこういうスケジュールで進めたいと考えてございます。大綱と教育振興基本計画の見直しについては11月に素案の御協議というようなスケジュールでございます。なお、重要施策については、来年度の予算編成に間に合うように10月に開催したいというものでございます。大綱と教育振興基本計画の見直しにつきましては1月で最終調整をしてそれぞれ決定の手続をしていただくことで考えてございます。以上でございます。

市長 運営要項と今後のスケジュールを合わせて説明がありましたので何か御質問等がありましたら御発言をお願いします。

高橋きぬ代委員 この運営要項の内容としては、法律と合わせて一対のものですか

市長 そうなります。

高橋きぬ代委員 もしこれが承認されて公表する場合には、法律の方も合わせて同時に一般公開した方が良いのではないかなと思います。というのは例えば北上市の教育総合会議運営要項はこのようなものですとって右側だけですと内容を間違っ受取取る方もいると思いますので、公表する場合には両方合わせて公表するのが望ま

しいと思います。

市長 こういう形で載せた方が多分分かりやすいでしょうね。事務局
それでいいですね。

事務局 はい

市長 そのようにしたいと思います。
他にありませんか。

薄衣景子委員 今年度の総合教育会議は、先程の御説明いただいたように4回
予定されているようですが、年度によって開催回数という
のは変化があるわけですね。

市長 そうなると思います。今回は、大きなものが2つあります。ま
た、突然協議しなければならない事がないとも限りませんので何
回とは言えないと思います。

他にありませんでしょうか、何か分からないことがあれば何で
もどうぞ

副市長 今の話だと定期的に必ずやるのは、重要施策・予算等の10月の
総合教育会議、これは毎年必ずある。今年は上の3つは今年バー
ジョンで、この他に、突発的な重要事案が発生したときはそのよ
うなときはスポットで入ってくるということで、何回とは言えな
いが、最低1回はあるということにしたほうが良いと思います。
そのように御理解いただければ

市長 なお、この他に意見交換会は、例年の通りやりたいと思ってお
りました。

よろしいですか。もし、何か疑問等があれば後でも結構ですの
で遠慮なく発言をしていただきたいと思います。

それでは、スケジュールが変わる可能性がありますけれども、
要項についてこの通り進めていくということで御承認いただい
てよろしいでしょうか

委員一同 はい

市長

ありがとうございます

承認をいただいたものとさせていただきます。

続きまして大きな4番、協議に入りたいと思います。

まずは、市長部局からの協議ということで大綱の策定について、事務局の方から説明をお願いします。

政策企画課長

はい 政策企画課長の高橋から御説明申し上げます。

別紙で1枚もので仮称北上市教育大綱の策定についてということでありましてけれども、別紙を御覧ください。今年度に策定しております北上市総合計画後期計画、これと北上市の教育振興基本計画これの中間の折り返しという事で、見直しを図っているところでありまして、その総合計画の後期計画と教育振興基本計画の見直しと整合を図りながら次のとおり取りまとめを行いたいと考えております。まず、大綱の期間ですが、これは今後の協議になりますけれども、一定の期間を定めたいというふうに考えております。例えば、総合計画の期間とする案、又は市長の任期とする案というように定め方が色々ございますので、これについては総合計画又は市長の任期等ふさわしいもので期間を定めたいというふうに考えております。内容でございます。北上市の実情に応じた北上市の教育、それから学術及び文化の振興に関する総合的な方針を定めるものとしたと考えております。そして検討方法であります、企画部政策企画課、ここで素案の検討を所掌したいと考えておりますが教育委員会と協議を重ねながら進めたいというふうに思っております。日程でございますが先程のスケジュールにもございました通り平成27年8月から検討を開始し、10月にいったん素案を取りまとめまして11月の総合教育会議で協議を行いたいというふうに考えております。年をあげまして1月の総合教育会議ここで最終の協議を行いまして、年度内に策定したいと考えてございます。以上です。

市長

少々補足させていただきますと、このマニフェストの中の後ろ、6項目詳細に書いている部分の②のところにマニフェストがあるわけですがけれども、こういったところを参考にしながら今日の教育振興基本計画の施策体系というのがA3でありますけれども、そのいちばん左側から2番目、教育の基本目標、それから

総合計画のまちづくりの基本理念の間の部分に入るようなものというふうに認識していただければいいのかなと思っております。考え方の基本的な方向性ということになるかと思しますのでイメージとしてはそういったものだというふうに認識していただいて、実際に入る訳ではありませんが、考え方としては、そのような方向性を示させていただくものということになります。

もうひとつ補足として法律上の考え方の説明をお願いします。

教育部総務課長

法律におきましては、市長は教育基本法に規定する基本的な方針を参酌してとございます。下に教育基本法を抜粋してございますが、国の方で教育振興基本計画がございまして、それを参考にして、その地域の実情に応じて教育の総合的な施策の大綱を定めるというものでございます。教育基本法の第17条第1項は国ですし、第2項は地方公共団体の規定で、北上市でも国の教育振興基本計画を踏まえて市の教育振興基本計画を定めておりますので、これらを参考にして作っていただくというのが法律の趣旨でございます。

市長

それではその前のページを御覧ください。あらためて予定表をもう一度御覧いただきたいとおもいますが、仮称北上市教育大綱ということで8月から10月にかけて総合計画の見直し計画を今、素案検討しておりますのでそれらを踏まえて作って、11月の総合教育会議のところにお示ししたいというふうに考えておりました。そのあと議会の全員協議会への説明、そしてそれが終わりましたら1月の総合教育会議で最終案を協議させていただいて、2月に策定の予定で考えているところであります。

説明は以上になります。何か御質問等あれば承りたいと思いません。

市長

中身についてはまだこれからということですから。こういうスケジュールでこういうものをつくっていききたいというところがございますので。よろしいでしょうか。

教育長

今、市長さんの方から総合教育会議は11月の総合教育会議で素案協議をしましょうということで御説明がありましたが、教育委員の皆様には大綱と教育振興基本計画と並行するような形で策

定をしていくとなりますので途中経過につきましては、今のスケジュールでいいますと教育委員会議で振興計画基本計画の見直し協議というのが8月、9月と入っております。こういったところで、市の教育大綱、総合計画等々との整合性を皆さんにお示ししながら御協議いただいて、11月に総合教育会議で決定をするという運びにしていきたいと思っておりました。突然に11月に示されても困ると思いますので、途中途中で整合性を図りながら皆さんにはお示ししながら御意見を頂戴するというふうに進めたいと思っております。

市長

よろしいでしょうか。

それではこのような形で進めさせていただくということになります。また何か後ほど思い付いたならばいつでも御発言をいただきたいと思っております。

その次にイのいじめ防止対策基本方針の策定について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

いじめ防止対策基本方針の策定ということで北上市といたしましては、6月からの新教育委員会制度の発足と本日の総合教育会議の協議を鑑み平成27年度の確定としたいと進めておりました。昨年度から策定準備を進めておりましたが、A3の左の上の方から順に説明していきたいと思っております。「北上市いじめ防止対策基本方針とは」という部分で本市の教育の推進の中身をここへ載せて、隣に北上市の学校教育における基本目標を載せております。なぜいじめ防止対策基本方針を策定しなければいけないかというところ左の方になりますが、社会的背景及び国の法施行というところで御存じの通り、平成23年大津市でいじめを苦にする自殺の事件が発生し平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立いたしました。それによって岩手県におきましては、昨年4月に岩手県いじめ防止のための基本的な方針が示されました。真ん中になります北上市基本方針の策定に係る法的根拠というところですが、県としては策定をしなければいけないのですが、市としては、努めるものとするというふうの方針を定めても定めなくても良いということなのですが、北上市としては、明確な方針を定めることとしました。ただし、学校においては必ずいじめ基本方針策定にかかる法的根拠に、いじめ防止にかかる基本方針は学校毎に

定めるものとするというふうにあります。学校は必ず定め、その市町村は努力義務という規定になっているわけですが、大本にあるのはあくまでも文部科学省からきたもので、それで岩手県として策定しているのでこれを基に学校はそれぞれ今まである組織を使って基本方針を必ず策定するものということになりますので、では市町村は策定しなくても良いのかという部分であれば、私共としても、北上市としても方針を示す。ただ、学校はそれぞれ策定しているため、あとで市が出すことになるのですが、学校の方針もそれぞれ年度毎に修正を加えていくとか、市の方針を鑑みて直していくことも可能ですので、今後は学校と連携をとりながら進めていきたいと思えます。ちなみにこちらは、北上市における小学校17校と中学校9校は26年度中に策定済となっております。その下にある本市のいじめ等の対策に関する基本理念、国で定めているいじめの定義はその通りですし、私共として策定の目的は、とにかくいじめは絶対にゆるされないという共通の確認と連携が大切となっていることをごさいます。裏になります。具体的に今このように策定することで当市がこうしなければいけないというのは簡単なんです、近々では昨年5月30日に残念ながら滝沢市で自殺する事件がありましたが、その後、実際6月の段階で岩手県の市町村で策定されているところはございませんでした。従って、県の指導もあって滝沢市は第三者委員会を設立して調査を始めたという経緯はその通りですが、北上市としましても市が実施する施策とありますが、北上市いじめ問題対策連絡協議会これは基本の組織を使いまして年に数回協議会を開いていじめ問題の状況の把握や防止等について話し合う協議会となっております。その下の北上市いじめ対策専門委員会これが滝沢市の問題でよく言われた第三者委員会です。学校でも勿論、市の教育委員会での指導等でも調査するわけですが、あくまでも第三者機関で調査しなければならない重大事態ということも考えられますので、ここでは弁護士さんなり医療関係者なりそれぞれの専門的な知識及び経験を有する方々を委嘱する形での調査機関としたいと思っております。具体的にはどなたにお願いするということは、まだ進めておりませんが、ここに関しましても必ず1年1回は招集して体制の確認とか現在の状況等を御報告するという機関にしたいと思えます。いざとなったときにすぐ招集できる調査組織にしなければならないなというふうにお

ります。左の下の方の「重大事態とは」というところで、実際に一番大きいのは自殺の部分だと思われま。これにつきましても自殺が起こった場合の対処方法というのは以前から文部科学省からさまざまな資料が出ているのですが北上市としましてもこれについては各学校にあらためて周知しなければならないと思っています。その右の方は、各学校が実施すべき施策で、先程申しました通り校内組織においては、これは学校毎に名前が違。うと思。いますが、大。卒、い。じめ防止等対策委員会という。よ。うな組織がありますので、学校は普段から活動、教育相談の実施や早期の関。係、防止策という部分を進めていただ。きたいと思。います。北上市の場合のこの基本方針策定は、あくまでも北上市が主体的に行。う。という。こ。とで確定して。お。り。ま。す。他市で策定して。い。る。と。こ。ろは、主体が市という。と。こ。ろもあ。り。ま。すし、教育委員会という。と。こ。ろもあ。り。ま。すが、当市の場合。は。市が主体的に、事務局としては迅速に教育委員会の部分も汲みながらする。と。い。う。と。こ。ろを明確にして。お。り。ま。す。従。っ。て、もし本当に残念ながら重大事態が起こった場合には速やかに組織を設。け、今抱えている部分を軸にいじめ防止対策委員会や市教育委員会で市いじめ対策専門委員会を招集して調査等に入。る。と。い。う。内。容で北上市を明確にして。お。り。ま。す。そ。し。て報告後、やはりこれでは足りない再調査が必要であると市長さんが判断した場合には、あらためて再調査のう。え、結果については議会で報告する。と。い。う。ふ。うに示して。お。り。ま。すし、今後御意見を。い。た。だ。い。た。と。こ。ろについて「北上市いじめ防止対策基本方針(案)」に修正を加えて進めて。い。き。たいと思。います。

市長 今日決定ですか。

副市長 議会全員協議会で説明し、庁議決定で終わりです。

市長 特徴としては、第三者委員会をあらかじめ立ち上げておく。と。い。う。こ。とが特徴かな。と。い。う。ふ。うに思。っ。て。お。り。ま。す。

ただいまの説明について、委員の皆様から御意見、御質問など。い。た。だ。き。たいと思。います。

照井渉委員 各学校が実施すべき施策の中で組織に関する。こ。とで校内組織の設置、こちらの基本方針の方にも4ページの第3章の2に校内

組織の設置とありますが、各学校の実情に応じて構成するとあって校長先生以下ごらんの方々が組織するとありますが、P T A会長とかは入らないのでしょうか

学校教育課長 各学校毎のことでもありますが、最初に動く場合というのは、学校の分掌の部分、生徒指導関係ということで載せておりますので、例えば真ん中のP T A活動としてのいじめ学習会を置いてあるのですが、組織の中に入れてはならないということはありません。従いまして、P T A会長さんが入られても結構ですし、私も実際に学校でやっている場合には、P T A会長さんも呼んでいる時がありました。地域の実情によって、P T A会長さんが一番ですし、P T Aの方が入ることによって学校と保護者の方々の手足になることがありますのでここに書いてあるのだけで他はダメということではありませんので、柔軟に考えていただきたいと思います。

照井渉委員 分かりました。

市長 書いておいたほうがよいですね。書いてないと抜ける場合があるのでは

学校教育課長 書き方として、P T Aも入れると書くと学校によっては様々な考えもあると思います。ここは学校の組織部分なので私達がこうやりなさいと言えるところではないので、校内は組織も含めて学校長に任せられているところなので

市長 これにないと、先ほどのように入ってはいけないように捉えられるのではないかと思います

学校教育課長 それであれば、(例) とするとか、ただP T Aと載せてしまうと私達としてはどうかなと思います。

市長 御意見をいただきたいと思います。

照井渉委員 P T Aとしてしまうと、会長だけではなく当事者の親も入ってきてしまう事も考えられます。

- 教育長 当事者の親も入ることがあるので、実情に応じてという変えていくというこれまでの事とどうかなと
- 市長 その他という表現とか
- 高橋善郎委員 その他校長が必要に応じてとか
- 市長 そのようにしておけばいいのではと思いましたが
- 照井渉委員 実際には、校長か副校長から連絡が入って、実際にも呼ばれていますし、書いてなくても呼ばれているのですが
- 高橋きぬ代委員 P T A会長という特定ではなくて、何らかの形で入れておく外部の方にも分かりやすいと思います。
- 高橋善郎委員 地域の方にも相談できるということを、あまり広くすると個人情報ということもありますので
- 市長 今のままだと抜けてしまう可能性がありますね
- 副市長 一番最後に「校長が学校の実情に応じて定める」となっています。最後はそういう表現で、上は例示になっていますので、校長先生の判断で入れたり入れなかったりができることにはなっています。
- 市長 今の件は、少し表現を後ほど吟味し、固定しないような表現にするということによろしいですか。
- 照井渉委員 細かい部分の表現を工夫した方がいいと思います。
- 高橋善郎委員 最終的には、そこも校長先生が判断するということですね。実際には、保護者の方がそういう背景情報をよく持っているケースが多いと思いますので
- 市長 P T Aでそういう委員会を作っているところはありますか

教育長 中学校では生徒指導の委員会などありますし、街頭活動などの委員会もあります

高橋善郎委員 いじめに対しての限定した活動は、あまりないですね。学校単位としてPTA事務局が主体になってやることはありますが、専門的な委員会はないような気がします。

市長 表現については、お任せいただき検討することによろしいですか。

高橋きぬ代委員 2ページに書かれているいじめ防止等の対策に関する基本理念からきまして4番のいじめ防止に向けた方針については、大きく4つにいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対策、連携と書かれていて、そのこのところは、このように明記して取り組んでおく、専門委員会をあらかじめ決めておくということはずごく何かがあったときに有効であると思います。でも現場にいた者として、同時にそれ以上に大事だと思われるのが、5ページに書かれているいじめの防止基本策定のためではなくて更にもう少し上の学校教育における基本方針の資料にも出ている「郷土を愛し 未来を拓き いのち輝く 人づくり」の人づくりの部分ですが、色々な問題というのは、大きなもの小さいもの含めて日常的にかなり沢山の問題が校内では起きてそれをひとつひとつ解決していつている状態だと思えますが、(1)の未然防止の中の2行目からですか「未然防止には、児童等が他者への思いやりやコミュニケーション能力を育むことはもとより、教職員と児童等が互いに信頼できる関係の構築に努めながら授業づくり及び集団づくりを行っていくことが肝要である。」その次に、「児童等が日常の教育活動の中で、自己有用感や自己存在感を感じることができる学校・学年・学級風土をつくるための具体的な取組及び日常生活における規範意識の確立」ということで、その今々の未然防止というよりも子どもたちの人づくりに関わる更に大きな土台の所がとても子どもたちが今の不確実な所を生きていく時、何かあった時に「この中学校の仲間たちと集まりたい」という一人一人がここで生かされたという経験が無いとふんばりがきかない。それは切磋琢磨の中で嫌な思いもしながら、お互いに鍛え

合いながら長い間に身につくものだと思います。それが今は体験不足といいますか、ぶつかり合い不足と言ったらいいか単なるコミュニケーションだけではないもう少し根本的なところの一步引いてしまう人間関係とかそういった所を強くしておくということが本当のいじめの未然防止。熱い人間関係、濃い人間関係そういう中で子どもたちを鍛えるということはとても必要だと、いじめの問題にしてももう一つ岩手の課題になっている自殺等の問題にしても様々な問題がそこにあるのではないかと、9年間の義務教育なり高校生活なりをいかに認められながら、家庭も含めてですね。自分は自分なりに生きていく価値があるということを確認する教育をすることがとても大事だというふうに思いますし、それは教育指針の中にも、政策の中にも出てくる事だと思っておりますが、常に今やらなければならない喫緊の課題と同時に長い目で見て人間教育をしていくということの視点の両方を重点的に進めるような中身ではあるので大変ではありますが、とても大事というふうに感じました。感想です。

副市長

まさに書き方を見るといじめというのは学校現場で起こることが多いのしょうけども学校現場での視点で書けばこのような表現が出てくるのだと思うのですが、いかに厚い関係を築くかとか人の立場にたって物を考えるとかという時に学校だけでは絶対出来ない問題があると思うので、この書き方の中に例えば家庭とか地域とか、普段からそういう気運が盛り上がるような活動をどんどん展開していくべきだというようなことだと思いますが、学校現場の記述に終わっているような気がします。未然防止は学校を離れたところでも必要なことかなと思っていました。

家庭、地域が少し1行でも2行でも入ってくると・・・。

教育長

地域教育力の実施計画をスタートさせていますので、地域と家庭が一緒になってという事で、御指摘いただいた観点が必要かなという気がしました。

高橋きぬ代委員

結局産まれてからの家庭のサポート、色んな問題を起こしたときに問題なのは、いじめられている側以上にいじめているというか、色々な問題が起きたときにそちらの方の抱えている問題が実は大きいですね。結局、本当に一人一人を大事に育てるという基

本を産まれた時から忘れないでみんな、幼稚園、保育園も含めて、それをしていくことがつながりになると思います。

教育長

悲しいことにこのような重大事案が出てくれば、責任の責められる対象は学校教育がこれまでの例からみても非常に大きいものです。背景には、社会の様々なひずみであるとかあるいは家庭での親子関係であるとかそのような問題を抱えていながらも現象的に仲間はずれにされたとか物を隠したとか自転車をパンクさせられたとか、学校現場で起きることがクローズアップされて、学校教育に責任を問われるという現象がこれまでも数多くあったわけです。ですから、そこだけで卑屈に教育委員会や学校がなってしまったのでは進めませんので、今御指摘の通り学校を離れた観点で地域教育力を高めて一人一人を大事にしていくそのような社会づくりにも関わる、そんな視点をここに少し盛り込む方が妥当かなという感じをしておりました。

市長

コミュニケーション力を高めるステージが学校だけでは寂しい。家庭もあり、何らかの民俗芸能を習っているようなグループがあり、クラブがありと複数のステージを持っているとどこかに逃げられるわけですから。そういうふうに努める必要があるのだろうなと思います。一つだけでは困りますから

薄衣景子委員

やはり自分の居場所がどこかというのを小さいうちから一人一人が必ずどこかにいい所があるわけだからそれを見つけてあげられるような教育というのが今後の、例えば道德の科目をいれていくとかいうところに自尊感情を高めていくような、本当に自分が大事だと思えば、周りの人も大事にするのでそのような基本的なところをどこかで盛り込んでいくと自然といじめの少ない街になり地域教育力が上がっていくのではないかと思っています。

高橋善郎委員

今出てきたのを聞いていて自分でもそうだなと引っかかっていた部分ですが、どうしても今回いじめ防止対策基本方針となると大きな事件起きたのでそれを防ぐためにという方ばかりで、守りと攻めという言い方が適切では無いかもしれませんが、たくましく育ててほしいというのが本来はあるべきですが、守り方は非

常に細かく配慮されていて、でもそうなる前の段階の方をもう少し、ピックアップして基本理念と目的の部分の文章にはあらわれているのですが、もっと子ども社会で起きていることは絶対大人社会で起きているものだから起きていると思うのです。だからこそ大人社会はこうあらねばならぬという事も前提の部分にももう少し組み込めると私たちの役割というか、どうしても子どもたちが長く過ごす時間が学校なのでそこで気付く人間関係が多いからそうになってしまうのですが、最終的にそこを経た我々市民は大人社会で生きていますから、こちらで起きないようにするという事とも少し盛り込みたいなと感じました。

市長

これはずっと感じてきていることですが、例えば、子どもたちは地域のお祭りがあったりイベントがあったりすると行きたいのだが、親が止めてしまうんですね。親がめんどくさくなって、スポ少行くのも、祭りへ行くのもやめてちょうだいと言う。これがステージをせばめてしまう原因かなと思いつつ、見ていました。こういうのが非常に重要だということを親へお伝えしないといけないと思っていました。

それでは、今御指摘あった分を直しながら、直した分については委員の皆さんには報告をさせていただきますので、もしまたお気づきの事があれば御連絡いただければ対応いたします。

この件については以上にさせていただきたいと思います。

(2)教育委員会からの協議として、アの北上市教育振興基本計画の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

教育部総務課長

北上市教育振興基本計画の見直し方針でございます。教育振興基本計画は、教育振興の方向と目標につきまして総合的な教育行政施策を明らかにするものとして、総合計画と合わせまして計画期間を平成23年度から平成32年度までとしてございます。この度27年度はその中間にあたりましてこれから5か年の後期の見直しを総合計画と整合性を図って見直しをしたいというものでございます。

見直しの方向性でございますが、後期分ということでございますので、基本的な方向性については変更しないということですが、市の政策事業が変わったところ、新たに加えた事業などは修正を加えていきたいところでございます。

見直しの仕方ですが、所管課で原案をつくっていただきますが、必要に応じて検討部会を立ち上げて審議していただく。それから部外の策定検討委員会を立ち上げて色々な意見を頂きたいと思います。当然、教育委員さん方にも御協議をお願いしながら、先程のスケジュール表にございましたとおり11月の総合教育会議で素案を提出するように進めたいと思います。パブリックコメント等を取りまして、1月の総合教育会議で最終案として、2月の教育委員会議で決定したいと考えてございます。なお、参考として、北上市教育振興基本計画の施策体系を提出しております。これを御覧になって今御意見をくださいと言っても、無理ですが、せっかく御出席いただいておりますので、気になる課題等について何かありましたら御意見を出していただければ、大きな見直しはしない予定でございますがよろしく願いいたします。

市長 はい、これからの進め方について説明がありました。検討にあたってこのようなことも視点に入れてほしいというような意見がありましたなら発言をいただきたいと思います。

市長 特にありませんか。これから検討するという事ですから

高橋きぬ代委員 視点なのですが、体系そのものはスタンダードというところがあって、ここが違うということは無いと思うのですが、とても現場におりたときのことなのですが、施策になったときに積極的に行えられるような、目標を決めて達成をして、評価して次につなげていくというPDSのサイクルできていると思うのですが、でもそこで忘れてはいけないのは、行っている人たちは主体的に取り組むという、進んで取り組むという姿勢になるということが外れてしまうとやらされ感が強くて、苦しくなり、現場も苦しくなってくるので、ある面ではどこか大らかに主体的に取り組む手だてを常に工夫していく必要があるかと思います。下した時にです。じゃないとがんじがらめになり、例えば、みんながんばって点数を0.9だったものを1.1にアップしたいとかと考えているわけです。より子どもたちの力を向上させたいという気持ちも実際には持っています。でもそれに逆にとらわれすぎて視野が狭くなってしまいうということにならないような視点を常にもってる

ことが大事だと、がんばりたいがために子どもに強くあたりすぎるといふ不登校ではないにしても学校へ行くのは嫌だという子も見たことがありますので、常にこの一番大本に立ち返って人づくりといふところに立ち返って進めていくといふ視点が大事だといふふうに、上に立つ人はそういう視点を忘れても、実際に現場で働いている人が忘れても、そこに立ち戻らせる視点で指導していくことが大事といふことを感じています。自分も含めて。

市長 これは、評価の指標があつたり、K P Iがあつたりして
ましたか？

 目標値があつて、主体も明らかになって
いますか

教育長 いつも感じることですが、指標の話で、ここで一覽のよ
うに基本計画の施策体系が示されて施策区分がそれに付随した事業名
がきています。これをうまくいったかどうかといふ判断のための
基準として指標がいくつか示されて、ところが指標の立て方がま
ずいからといふことになってしまうのですが、その指標で果たし
てこの考え方を評価できるのかといふ整合性を今まで苦勞して
きています。例えば、読書の本が好きな子どもの割合が指標にな
ることがありますよね。果たして、読書を好きな子どもが沢山い
れば本当に人の気持ちまで分かる人間に育っているかどうかを
判断できるのかといふこととか、人間教育ですから非常に難しい
のが、教育なんだろうと思ひます。ただ何かの形での指標は必要
だと思ひます。より適切な指標をいかに定めることが出来るかそ
れが苦勞です。

市長 去年から総合計画の方の指標で、指標に表れていないもの、感
覚的に感じているものがあるだろうといふことで、指標にあらわ
れていないものを文章で評価をするようにしたんです。これにも
言えるのかもしれませんが、指標で目標値は達成しているけれど
も、本当に達成しているのか？といふのがあるので、それについ
ては文章で表現するといふようなことが評価するとすればやり
方を少しずつ進化させていく方法もあるのかな。主観で仕方がな
いですね。

高橋きぬ代委員 指標の中でかつていいなと思ひましたのは、「勉強が好きだ」

という割合を上げるというのがありましたね。

教育長

全国学力テストというのは、いわゆる物事を知っているかどうかという筆答試験の他に、質問紙調査で生活アンケートをとっているわけです。その項目に勉強は好きですかとか分かりますか？理解できていますか？読書は好きですか？とかそういう質問紙調査がクローズアップされてきて、それとA問題、B問題の正答率との相関を見るようになってきています。非常に最近の調査分析はとても良い視点でやっていただいているのではないかと思います。子どもたちの健全育成のことでは、不登校の出現率とか、北上警察署で発表する少年補導の実態の率は何回か話したことがあります、下がってきているので非常に良い傾向です。数字的には確かに良くなってきているが、街中を歩いている少年補導の方々はどんな感想を持っているか。これは数字では表れないのですが、補導の皆さんから「最近あいさつを先にされるんですよ」という話をされたり、街を歩いても心配な服装の子どもとか少なくなっているようです。これは数字でどのように表すのかというところがあります。

高橋善郎委員

平常時は、落ち着いてと思うのですが、これから夏になってお祭りとか始まってきますが、あるスポットへ行くと非常に極端だったりする傾向はあるなと思います。季節と時期によっては、極端だと思います。冬になると室内にこもるので分からなくなります。

市長

新たな視点等が出されましたので、その点も検討に入れながら進めていきたいと思えます。

それでは 教育基本計画の見直しについてはこの方針を進める事ということでいって頂きたいと思えます。

協議は以上で終わりたいと思えます。

進行は事務局にお返ししたいと思えます。

教育部長

ありがとうございました。

5のその他ですが、児童・生徒数について事務局から情報提供があります。

教育部総務課長 児童生徒数調べですが、まず小学校ですが平成27年度と33年度の見込みです。平成33年度というのは、昨年度中に産まれたお子さんが小学校1年生になる年です。それとの児童数、学級数の比較をさせていただきました。見方ですが、例えば黒沢尻北小学校の27年度の1年生は134名で4学級ということになります。更木小学校ですが、3年生と4年生ですが、9人と5人とそれぞれ児童がおりますが、ここは合わせて1学級となります。こうして並べてみますと黒沢尻西小学校と更木小学校と鬼柳小学校と江釣子小学校を除いて減少傾向ということでございます。ただし、更木小学校につきましては、平成33年度5学年が17名おりますので、この学年が卒業してしまうと減少するだろうと推測されます。減少率の大きいのは二子小学校、口内小学校、照岡小学校、南小学校、和賀地区の4小学校はいずれも15%~20%、30%の減少率となりまして、全体で9%位児童数が減少する見込みとなります。これは、転入、転出とかの移動は考えないでこのまま推移していったらということでの推計でございます。

次のページは中学校になります。同じように昨年度中に産まれたお子さんが中学校1年生になるのが平成39年ですので、39年度と比較してもものでございます。こちらは、北上中学校と江釣子中学校以外は39年度以降どこも減少になるということでございます。特に減少の割合が大きいのは、東陵中学校と和賀西中学校と和賀東中学校となります。以上です。

教育部長 今回の資料の説明につきまして何か御質問等がありますでしょうか

副市長 このデータは地域に出るのですか？このデータの扱いはどこまでですか。事実でしょうか。

教育長 出して悪い数字ではありません。昨年度は、お便りがありましてので、それに載せました。すぐ反応がありました。今回も何かの形では示したいと思います。

教育部総務課長 これまでも北上市立小中学校適正配置等の地域協議会の席上でも御説明してきております。

照井渉委員 感想ですが、御覧の通り和賀地区の減少率が50%近いということで、ある和賀地区のPTA会長さんから「合併も考えなければいけないのではないか」という御意見をいただきました。それは、地域で考える問題で、我々教育委員会が「やれ」という問題ではないのですが、いずれそのような問題が近々来るのかなとこの数字を見て改めて思いました。今現在でさえ、中学校の部活で人数不足によって部の存続が成り立たない、単独での出場が出来ないということが実際にあったりして、合同で出場したりしているので、おそらく39年度はどんどん進んでいけば更にそれが増していくのではないかとこの気持ちがあるので、合併というのは避けては通れない道なのだというふうな気持ちを持ちました。

市長 中学校でクラブがないということは、先ほど言ったステージが一つ減るということになります。

照井渉委員 やりたくても結局練習しかできない。大会には出れないとなります。

高橋善郎委員 部活というのは、すごく子どもにとって又、親御さんにとってもですが力が入るところだと思います。部活を選択するがために中学校を本来住んでいる場所で無い所に行っている人がかなり増えて来ているのではないかと思います。もし分かれば教えていただきたいと思います。

市長 住所を移してということですね。

照井渉委員 部活が強いということで、越されてきた方は知っています。

高橋善郎委員 これから増えてくるのではないかな。これは良いこととするのか、地域というよりもスポーツだけに捉われて寂しいこととするかという判断になりかねないと、そういう動きがこれからおそらく沢山でてくるだろうと少し危惧しています。

その中で適正配置の説明会にこの資料を持っていくときの地域の方はどのような反応なのでしょう。それによって考え方が変わるようなことが今まで見受けられたのでしょうか？

教育部総務課長 地域によっても温度差があります。

市長 座談会などでの話を聞くと、小学校に関しては少なくなっても守りたい、でも中学校はやはりクラブの関係があるのでここは考えなければならないのではないかという方が多いような気がしました。

照井渉委員 それが部員数の低下によって、出場チームの減少、それがレベルの低下につながってくるので、やはり考えなければならないと思います。

市長 居場所がなくなりますしね。

高橋善郎委員 その延長線に高校の選択も部活がらみでは市外の学校に行く子どもが多くなってきました。学力、勉強ともに傾向があるような気がします。

教育部長 そのほか、皆様から何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教育部長 それでは、以上を持ちまして、第1回北上市総合教育会議を閉じさせていただきます。
ありがとうございました。

(閉会 午後4時30分)

会議録作成者 北上市長 高橋敏彦